



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

鹿児島県

鹿児島県民の みなさまへ

様々な制度をご用意しておりますのでご利用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活資金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課（令和3年4月1日現在）

1 給付金等

・住居確保給付金など

2 貸付等

・生活福祉資金の貸付

3 猶予等

・税の申告や納付の期限延長
・納税の猶予
・国民健康保険税（料）の減免など

4 県営住宅

・家賃の減免
・離職者や大学生等に対する
県営住宅の一時提供

5 人権相談・消費者トラブル等

資料 3 - 3



県HP「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

鹿児島県 コロナ



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている鹿児島県民向け支援情報（令和3年4月1日現在）

1 給付金等

状況別	名称	制度等の概要	連絡先・窓口
業務や通勤で発症したとき	労災保険の休業（補償）給付	<p>平均賃金の 80%補償</p> <p>業務または通勤に起因して新型コロナウイルス感染症を発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。</p>	各労働基準監督署
感染・感染の疑いで働くことができなくなるとき	国民健康保険等の傷病手当金の支給	国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者（被用者に限る）が、新型コロナウイルス感染症に感染したり、感染が疑われたりして働くことができなくなった場合に、傷病手当金が支給される場合があります。	各市町村または各国民健康保険組合
収入減で家賃が払えないとき	住居確保給付金	<p>休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。</p> <p>【対象】 離職・廃業から2年以内または給与等を失う機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらず減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人</p>	福祉事務所設置市町村の自立相談支援機関、県福祉事務所または住居確保給付金相談コールセンター ☎ 0120-23-5572
休業したが休業手当を支給して貰えなかつたとき	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。期間、金額等の詳細については、右記コールセンターにお問い合わせください。</p> <p>※対象期間：令和2年4月1日～全国の緊急事態宣言が解除された月の翌月末</p>	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276
職業訓練を受講するとき （雇用保険未加入者）	新型コロナウイルス関連離職者等職業訓練助成金	<p>県内に居住し、県が指定する職業訓練(※)を受講する求職者で、訓練開始時に雇用保険などの受給がない方に、訓練受講日につき日額4,000円を助成する。</p> <p>※県立高等技術専門学校・鹿児島県障害者職業能力開発校が行う委託訓練（長期高度人材育成コースは除く）</p>	県雇用労政課公共訓練係 ☎ 099-286-3021

2 貸付等

状況別	名称	制度等の概要	連絡先・窓口
休業・失業等で生活資金に不安がある方	緊急小口資金 <small>主に休業された方等向け</small>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">最大</div> 20万円 据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内	各市町村社会福祉協議会、県社会福祉協議会または個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999 ※特別貸付及び再貸付の受付期間は令和3年6月末まで
	総合支援資金【生活支援費】 <small>主に失業された方等向け</small>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">単身世帯</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">複身世帯</div> </div> 月15万円 以内 月20万円 以内 据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内 ※緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。	

3 猶予等

状況別	名称	制度等の概要	連絡先・窓口
申告・納付や納税が期限までにできないとき	申告・納付の期限延長(国・県・市町村) 納税の猶予(国・県・市町村)	国税・県税・市町村税の申告・納付期限の延長や納税の猶予が適用される場合があります。 国税・各税務署 県税：各地域振興局・支庁の県税担当課 市町村税：各市町村の税務担当課	各市町村または各国民健康保険組合 年金加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 各年金事務所 各市町村
国民健康保険税等の納付が困難なとき	保険税(料)の減免等	国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険税(料)の減免や徴収猶予が認められる場合があります。	
国民年金保険料の納付が困難なとき	保険料の免除・納付の猶予	失業・事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	

4 県営住宅

状況別	名称	制度等の概要	連絡先・窓口
入居者の収入が著しく低下し、家賃を支払えないとき	県営住宅家賃の減免	<p>最大 2分の1 減額</p> <p>収入が著しく低下した入居者は、県営住宅の家賃が減免できる場合があります。</p>	各地域の県営住宅を管轄する担当事務所
解雇等により、現住居から退去を余儀なくされるとき (大学生等を除く)	離職者に対する県営住宅の一時提供	<p>解雇等により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方に、県営住宅を一時的な居住の場として提供します。(原則3か月で1年まで更新可、収入に依じた家賃をいただきます。)</p>	各地域の県営住宅を管轄する担当事務所
大学生等が、収入減少により、現住居から退去を余儀なくされるとき	大学生等に対する県営住宅の一時提供	<p>県内に所在している大学等(短期大学及び専門学校等を含む。)に在学し、アルバイト先からの解雇等に伴う収入減少により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる大学生等に、県営住宅を一時的な居住の場として提供します。(原則3か月で1年まで更新可、3か月間は家賃をいただきます。)</p>	各地域の県営住宅を管轄する担当事務所

5 人権相談・消費者トラブル等

状況別	名称	制度等の概要	連絡先・窓口
DVや夫婦・家族関係、子育てなどに関する悩みや不安を相談したいとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 県女性相談センター 2 県男女共同参画センター 3 DV相談十（内閣府） 4 DV相談ナビ（内閣府） 	<ol style="list-style-type: none"> 1・2 専門の相談員が電話による相談を受け付けています。 県女性相談センター 月～水・金曜日 8:30～17:00 木曜日 8:30～20:00 日曜日 9:00～15:00 県男女共同参画センター 水～日曜日・祝日 9:00～17:00 火曜日（月曜日が祝日の場合は水曜日） 9:00～20:00 3 配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）について、専門の相談員が相談を受け付けています。 電話・メール：24時間受付 チャット：12:00～22:00 4 最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話相談：099-222-1467 2 電話相談：099-221-6630 099-221-6631 3 電話相談：0120-279-889 メール・チャット相談はDV相談 +ホームページから (soudanplus.jp) 4 電話相談：#8008
差別的な言動を受けたり、インターネット上に悪質な書き込みをされたことについて相談したいとき	人権相談窓口（法務省）	<p>人権に関する相談を受け付け、被害者から救済の申出があれば人権救済手続きを開始し、人権侵害の事実が認められた場合は事案に応じて適切な救済措置を講じます。</p> <p>受付時間 みんなの人権110番：平日 8:30～17:15 子どもの人権110番：平日 8:30～17:15 外国語人権相談ダイヤル：平日 9:00～17:00</p>	<p>みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 外国語人権相談ダイヤル ☎ 0570-090911 インターネットによる人権相談窓口 https://www.jinken.go.jp/</p>
悪質商法など、消費者トラブルについて相談したいとき	消費生活相談	<p>専門の消費生活相談員が、電話により、適切なアドバイスや解決のためのおっせんなどを行います。</p> <p>受付時間 県消費生活センター：平日 9:00～17:00 土曜日 10:00～16:00 大島消費生活相談所：平日 9:00～17:00 消費生活ホットライン：お住まいの市町村によって窓口の受付時間等が異なります。</p>	<p>県消費生活センター ☎ 099-224-0999 大島消費生活相談所 ☎ 0997-52-0999</p> <p>消費者ホットライン ☎ 局番なし188（いやや） （お住まいの市町村の消費生活相談窓口を案内します）</p>